

ぎっくり腰



10年以上ぶりにぎっくり腰になりました。

長時間椅子に座っていることが本当に辛くて、痛みがひどい間は事務所内のキッズルームに寝転がっていました。

40歳になってからの1か月間で手足口病、風邪2回、ぎっくり腰と立て続けに体調を崩してしまったので、妻からは「一度お払いに行くように」と言われています。

前厄でこのような有様なので、来年の本厄にはもっとヤバイ何かが起こるのではないかと今から怯えています。

ちなみに、海外では、ぎっくり腰のことを「魔女の一撃」というふうに表現する国もあるそうです。

善意の第三者

一般的には中立的な人というイメージですが、法的には「善意＝知らない」「悪意＝知っている」という意味なので（一部例外がありますが）、善意の第三者とは事情を知らない第三者ということになります。

悪意の第三者だと、悪役のイメージなので、そう呼ばれることを嫌がる人もいますが「事情を知っている」以上の意味はありませんのでご安心ください。

刑事事件の示談交渉

刑事事件を受任すると、被害者のいる事案では示談交渉を試みることがあります。

示談の主な効果は次のとおりです。起訴前の場合、示談をすることで不起訴処分となる可能性が高まります。起訴後の場合、刑が軽くなる可能性があります。

示談ができない場合としては、加害者側の事情による場合と被害者側の事情による場合があります。加害者側の事情としては、そもそも示談をする経済的な余裕がないことが挙げられます。全くお金がないという場合、こちらから示談交渉を持ちかけることもできません。また、示談交渉はしてみたものの、先方の提示する金額が多すぎて支払えない場合もあります。加害者という立場上、減額交渉は慎重に行う必要がありますが、相手のある話なので交渉がまとまらないこともあります。

被害者側の事情としては、処罰感情が大きい場合が挙げられます。このような場合には、そもそも被害者の連絡先さえ教えてもらえないケースもあります。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設